

広島高速道路（広島高速四号線）の料金及び料金の徴収期間（平成二十年四月十四日付け
広島高速道路公社公告）三二（ロ）②に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、
道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十一年三月三十日

広島高速道路公社理事長 田 原 克 尚

一 ETC時間帯割引の弾力的な割引

広島高速道路（広島高速四号線）の料金及び料金の徴収期間（平成二十年四月十四日付
け広島高速道路公社公告）三二（ロ）①に定める表の割引率の欄中「一〇%」を「二〇
%」に変更する。

二 実施する期間

平成二十一年四月一日から広島高速道路公社理事長が別に定める日までとする。